

(照会先)  
厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室  
災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819)  
救助係長 吉元 信治 (内線 2819)  
電話(代表) 03-5253-1111  
(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年7月14日(13:00)

7月11日からの梅雨前線による大雨にかかる災害救助法の適用について  
(第4報)

1 災害の概要

7月11日からの梅雨前線による大雨により、大分県及び熊本県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県及び熊本県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【大分県】 竹田市 (たけした)	7月12日	7月11日からの梅雨前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
【熊本県】 阿蘇市 (あそし)	7月12日		
熊本市 (くまもとし)	〃		
阿蘇郡南阿蘇村 (あそぐんみなみあそむら)	〃		
※阿蘇郡産山村 (あそぐんうぶやまむら)	〃		
※阿蘇郡高森町 (あそぐんたかもりまち)	〃		

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置  
・避難所の設置